

年齢早見表

| 年度 | 対象児童 児童手当が支給される | 算定児童 多子加算のカウント対象になる |
|------------------|-----------------------|------------------------|
| 令和6年度 (10月以降) | 平成18年4月2日 ～ 令和6年4月1日 | 平成14年4月2日 ～ 平成18年4月2日 |
| 令和7年度 | 平成19年4月2日 ～ 令和7年4月1日 | 平成15年4月2日 ～ 平成19年4月2日 |
| 令和8年度 | 平成20年4月2日 ～ 令和8年4月1日 | 平成16年4月2日 ～ 平成20年4月2日 |
| 令和9年度 | 平成21年4月2日 ～ 令和9年4月1日 | 平成17年4月2日 ～ 平成21年4月2日 |
| 令和10年度 | 平成22年4月2日 ～ 令和10年4月1日 | 平成18年4月2日 ～ 平成22年4月2日 |

児童手当受給者が算定児童を養育（監護相当・生活費負担）している場合、多子加算となり、年齢が上の子から数えて3人目以降の対象児童は月額30,000円になります。

ただし、**監護相当・生活費負担についての確認書**の提出が必要です。